

岩手県農業研究センターにおける研究活動の不正行為への対応要領

農研企第171号

平成29年3月9日

(目的)

第1条 この要領は、岩手県農業研究センター（以下「センター」という。）における職員等の研究活動に関して、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）の趣旨に則り、職員等の研究活動における不正行為を防止し、不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合の取扱いに関し必要な事項を定め、もって研究機関としてのセンターの責務を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、研究活動に係る不正行為（以下「不正行為」という。）とは以下に定める行為をいう。ただし、意図しない誤謬や実証困難な仮説、過誤など故意に基づかない行為、科学的見解の相違、研究分野における一般慣行によった行為、単なるデータ等の記載ミスや錯誤による取り違えなどはこれに該当しない。なお、研究活動に係る経費に係る不正防止については、別に定めるものとする。

(1) 捏造

存在しないデータ又は研究成果等を作成すること。

(2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(4) その他

二重投稿、不適切なオーサーシップ、利益相反など、研究者倫理に反する行為と判断されること。

2 この要領において「職員等」とは、センターの職員（研究員、事務職員、技能職員、非常勤職員、臨時的任用職員並びに専らセンターの施設・設備を利用して研究に従事している者（以下、「研究員等」という。))又は研究員等であった者（告発された事案に係る研究がセンターに所属していた際に行われていたものに限る。以下同じ。）をいう。

(職員等の責務)

第3条 職員等は、研究機関に働く者としての責任を自覚し、不正行為は科学そのものに対する背信行為であり、また、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものであることを常に認識するとともに、次に掲げる事項に留意して行動し

なければならない。

- (1) 不正行為を行わないこと。
- (2) 不正行為に荷担しないこと。
- (3) 周りの者に対して不正行為をさせないこと。

- 2 職員等は、研究データを5年間保存し、必要な場合には開示しなければならない。
- 3 職員等は、この規程及びこの規程に基づく研究倫理教育責任者の指導等に従い、並びに第8条及び第9条の調査等に協力しなければならない。

(研究倫理教育責任者)

第4条 研究倫理教育責任者は、企画管理部長をもって充て、職員等に対し、研究活動上の不正行為の防止に関し必要な研究倫理教育及び指導を行うものとする。

(不正行為の告発窓口)

- 第5条 不正行為の防止及び不正があった場合に適切な措置を行うこと等を目的とし、不正行為に関する告発及び相談の受付窓口を設置し、所長がその業務を統括する。
- 2 告発の方法は、告発書(様式1)により郵送、FAX、電子メール等とする。

(告発の取扱)

- 第6条 告発は顕名とし、不正と主張する科学的合理的理由が示されたもののみを受け付ける。
- 2 前項に関わらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
 - 3 受付窓口が告発を受け付けたか否かを告発者が知り得ない場合は、第5条1項に定める者は、告発者(匿名の告発者は除く。)に告発を受け付けたことを通知する。
 - 4 告発があった場合は次の手順により、確認等を行う。また、報道及び学会等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱とする。
 - (1) 告発等内容のとりまとめは、研究倫理教育責任者が行う。
 - (2) 研究倫理教育責任者は、直ちに所長に報告し、所長の指示によって告発を受けた職員等の所属長を主査として、告発等の受付から30日以内に告発内容の合理性を確認し、結果を所長に報告する。
 - (3) 所長は、確認の結果に基づき、不正行為の疑いを認めた場合、調査を開始しなければならない。

(調査委員会)

- 第7条 センターに、調査委員会を置く。
- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
 - 3 委員長は、研究倫理教育責任者をもって充てる。
 - 4 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。ただし、委員の半数以上は職員等以外で構成しなければならない。
 - (1) センターの職員等のうちから所長が任命する者
 - (2) センターの職員等以外の者のうちから所長が委嘱する者
 - (3) センターの職員等以外の者で、法律の知識を有する者のうちから所長が委嘱

する者

5 調査委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議・検討を行う。

(1) 不正行為の調査に関すること

(2) その他不正行為に関して必要な事項

6 委員の任期は、調査事案に係る措置が終了したときをもって終了するものとする。

(予備調査)

第8条 委員長は、告発等のあった事案について速やかに予備調査を実施する。

2 予備調査は、委員長及び委員長が指名する若干名の委員をもって実施する。

3 予備調査は、告発等のあった事案について委員会が行う調査（以下「本調査」という。）の実施の可否を判断し、告発等受付後、原則として60日以内にその結果を所長に報告する。

4 所長は、本調査を行わない場合は、その理由を付記して告発者に通知するとともに、予備調査の資料を保存し、調査事案に係る研究費の資金配分機関（以下「配分機関」という。）又は告発者の求めに応じ開示することができる。

5 所長は、告発の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報が提供され、不正行為があると疑われる場合は、告発等のあった事案に係る予備調査の開始を委員長に命ずることができる。

(本調査)

第9条 委員長は、予備調査において本調査を実施すべきと判断した告発等のあった事案については、前条第3項の報告が行われた日から原則として30日以内に本調査を開始し、その旨を所長に報告しなければならない。

2 委員のうち、告発者又は被告発者等と直接の利害関係を有する委員は、本調査に加わることができない。

3 所長は、本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し本調査を行うことを通知するとともに、調査への協力を求める。

4 所長は、本調査を行うことを決定した場合、配分機関及び関係省庁にも調査を行う旨を通知するものとする。

5 所長は、本調査を行う委員の氏名や所属を告発者及び被告発者等に通知するものとする。

6 告発者及び被告発者等は、前項の通知内容に不服があるときは、通知の日の翌日から起算して14日以内に、所長に対し、理由を付した書面（様式2）により異議申し立てをすることができるものとする。

7 所長は、前項の異議申し立てがあった場合は、その内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申し立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者等に通知するものとする。

8 本調査は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、データ等の各種資料の精査及び関係者のヒアリング、再実験の要請等により実施するものとする。

9 本調査に際しては、被告発者等に弁明の機会を与えるものとする。

10 本調査の対象は、告発等のあった事案に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者等の他の研究も含めることができるものとする。

- 11 調査委員会は、本調査の実施に際し、告発等のあった事案に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができるものとする。
- 12 所長は、本調査の実施決定後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発等のあった事案に係る研究の研究費について、執行を停止する等、必要な措置を講じることができる。

(調査協力義務・説明責任)

- 第10条 本調査に対しては、告発者及び被告発者等は積極的に調査に協力する義務及び真実を述べる義務を負うものとし、被告発者等が告発内容を否認する場合には、自己の責任において、当該研究の適正な方法と手続及び論文等の表現の適切性について、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 2 前項の被告発者等の説明において、被告発者等がデータや実験・観察ノート及び実験試料・試薬等、本来存在するべき基本的な要素の不足により証拠を示すことができない場合は、合理的な保存期間（論文等の発表後5年間を原則とする。）を超えるときを除き、不正行為とみなす。ただし、被告発者等が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、当該基本的要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。
 - 3 その他告発等のあった事案に係る者は、予備調査及び本調査に係る委員会の要請に対し、積極的に協力しなければならない。

(裁定)

- 第11条 調査委員会は、本調査開始後、原則として150日以内に不正行為が行われたか否かを判定し、不正行為が行われたものと認定した場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を明らかにする。
- 2 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定した場合であって、本調査を通じて告発等が悪意に基づくものであることが判明したときは、その旨を明らかにするとともに、告発者に弁明の機会を与える。

(報告)

- 第12条 委員長は、前条第1項に基づき調査委員会が不正行為が行われたものと認定した場合は、速やかに調査結果（認定を含む。以下同じ。）を所長に報告するものとする。

(調査結果の通知及び報告)

- 第13条 所長は、調査委員会の調査結果を速やかに告発者及び被告発者等に通知するとともに、配分機関及び関係省庁に調査結果を報告するものとする。
- 2 所長は、悪意に基づく告発との認定があったときは、告発者がセンター以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

(不服申立て)

- 第14条 不正行為と認定された被告発者等又は悪意に基づくものと認定された告発者は、調査結果の通知日の翌日から起算して14日以内に所長に対し、理由を付した書面（様式3）により不服申立てをすることができる。
- 2 所長は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者、配分機関及び関係省庁に通知する。
 - 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の公正性に関わるものである場合には、所長の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。
 - 4 調査委員会は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、再調査すべきか否かを決定する。
 - 5 所長は、不服申立ての却下や再調査の開始を決定した場合には、配分機関及び関係省庁に通知する。
 - 6 調査委員会は、再調査を開始した場合には、不正行為と認定された被告発者等から不服申立てがあったときは原則として50日以内、悪意に基づく告発と認定された被告発者から不服申立てがあったときは原則30日以内に、本調査の結果を覆すか否かを決定し、所長に報告する。
 - 7 所長は、再調査結果を、告発者、被告発者、配分機関及び関係省庁に通知する。
 - 8 上記の再調査結果につき、不服申立てを行うことはできない。

（調査結果の公表）

- 第15条 所長は、調査委員会において不正行為が行われたと認定されたとき又は悪意に基づく告発と認定されたときは、個人情報又は知的財産保護等の不開示に合理的な理由がある場合を除き、原則として調査結果を公表する。この場合において、不正行為と認定された被告発者等又は悪意に基づくものと認定された被告発者から公表事項について意見があるときはその意見も併せて公表するものとする。
- 2 所長は、調査委員会において不正行為が行われなかったと認定されたときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

（不正行為の防止）

- 第16条 所長は、調査委員会において不正行為が行われたと認定されたときは、不正行為防止のため、不正行為と認定された事案について、センター内へ周知する等の必要な措置を講じることができる。

（不正行為に対する措置）

- 第17条 所長は、不正行為が行われたと認定された場合は、その内容を農林水産部人事主管課に報告するとともに、不正行為への関与が認められた者及び不正行為が認定された論文等の内容について責任を負うものとして認められた者に対し、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 当該研究に係る研究費の使用中止等
 - (2) 不正行為と認定された論文等の取り下げ勧告
 - (3) その他不正行為排除のための措置

2 所長は、前項の規定による報告に基づき科された懲戒処分等について農林水産部人事主管課から通知を受けたとき、又は前項各号に掲げる措置を講じたときは、配分機関及び関係省庁に対し、その内容等を通知するものとする。

(不正行為が無かった場合の措置)

第18条 所長は、不正行為が行われなかったと認定された場合、本調査に際してとった措置を解除する。

2 所長は、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

(守秘義務)

第19条 告発窓口の職員等及びこの規程における不正行為への対応に携わる者は、告発の内容その他不正行為の調査に関する事項について知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第20条 調査委員会の運営等に関する庶務は、企画管理部研究企画室が行うものとする。

(補則)

第21条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は、所長が別に定める。

附則

この要領は、平成29年3月9日から施行する。

様式1 (第5条第2項関係)

告発書

平成 年 月 日

告発受付窓口 担当者 様

告発者 * 頭名	所属： 氏名： 住所： 電話番号：
希望する連絡方法 * 必ず1つは 記載すること	メール： (自宅・職場・携帯電話) FAX： (自宅・職場) 郵便： 〒 (自宅・職場)

岩手県農業研究センターにおける研究活動の不正行為への対応に関する要領に基づき、下記のとおり告発します。

記

告 発 内 容	1. 被告発者	氏名：
	2. 告発の内容	①時期はいつ頃ですか？ ②本件を知るに至った経緯 ③不正行為の具体的内容 ※各項目については可能な限り具体的に記入願います。記入欄が不足する場合には、適宜別紙として作成いただいで結構です。
	3. 証拠の有無	有 ・ 無 ※「有」の場合には該当するものを添付願います。

※告発したことのみを理由として不利益な扱いを受けることはありません。(ただし、調査等の結果に、悪意に基づくことが判明した場合には、懲戒処分等の対象になることがあります。)

※氏名その他個人情報については、窓口等から告発者への連絡等、必要な範囲のみ使用し、情報を適切に保護します。告発者の氏名等は調査関係者以外に知らされることはありません。

様式2（第9条第6項関係）

異議申立書

平成 年 月 日

岩手県農業研究センター
所長 様

所属
氏名
連絡先

岩手県農業研究センターの研究活動における不正行為への対応等に関する要領第9条第6項の規定に基づき、下記の研究活動における不正行為に関して、異議申立を行います。

記

- 1 所長から不正行為の調査を行うと通知された事案の内容等
- 2 異議申立理由

様式3（第14条第1項関係）

不服申立書

平成 年 月 日

岩手県農業研究センター
所長 様

所属
氏名
連絡先

岩手県農業研究センターの研究活動における不正行為への対応等に関する要領第14条第1項の規定に基づき、下記の研究活動における不正行為に関して、不服申立を行います。

記

1 所長から不正行為として通知された事案の内容等

2 不服申立理由